

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に定める評価基準及び評価方法による。また、物品においては、一品当たりの取得価額が50万以上の場合に計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

ア. 市場価格のあるもの

作成基準日時点における市場価格（時価）により計上しています。

イ. 市場価格のないもの

取得原価による。ただし、実質価額が著しく低下した場合は相当額の減額をおこない計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却方法

ア. 有形固定資産（土地、立木竹、美術・骨董品、歴史的建造物、建設仮勘定は除く）
定額法により算定しています。

イ. 無形固定資産（電話加入権、土地の上に存する権利は除く）
定額法により算定しています。

ウ. 尚、耐用年数を経過したものは、備忘価額として1円を計上しています。但し、無形固定資産については、備忘価額を計上していません。

(4) 有形固定資産等の耐用年数及び償却率

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）による。なお、端数は1円未満を切り捨てています。

(5) 有形固定資産等の取得価額範囲

有形固定資産等を有償取得した場合その取得価額については、企業会計原則（第三一五-D）に準拠し、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めています。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

ア. 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金等の徴収不能及び回収不能に備えるため、過去3年間の平均不能欠損率により見込額を計上しています。

イ. 賞与等引当金

翌年度6月支給見込額等のうち、作成基準日において当該年度に負担すべき額を計上しています。

ウ. 退職手当引当金

作成基準日において、特別職を含む全職員が期末普通退職するとした場合の退職手当必要相当額を計上しています。

(7) リース取引の処理方法

所有権移転外のファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に準じた会計処理をおこなっています。

(8) 全体資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4に規定する、歳計現金及び歳入歳出外現金を範囲としています。

(9) 消費税等の会計処理

税込方式による。

(10) その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項

会計間の出資金、繰入繰出額、負担金、補助金等及び債権債務額等を相殺消去し表示しています。

2 重要な会計方針の変更

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

会計年度末において確定債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるのも。

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当はありません。

(2) その他主要な偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報注記

財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項は次のとおりです。

(1) 会計対象範囲

一般会計、ケーブルテレビ会計、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、簡易水道事業（法非適用会計）、農業集落排水事業（法非適用会計）。

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられており（根拠条文「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する」）、当該年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 財務書類の表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率は「一般会計等」、連結実質赤字比率は「一般会計等＋公営事業会計」、実質公債費比率は「一般会計等＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合」、将来負担比率は「一般会計等＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合＋地方公社・第三セクター等」を対象としたものであり、統一的な基準における全体及び連結資金収支計算書の対象会計と異なります。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	9.6	－

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額（債務負担行為）

予定額はありません。

(6) 「基準モデル」から「統一的な基準」への移行（一般会計等）

ア. 基準変更による影響額等（主なもの）

「基準モデル」から「統一的な基準」への移行にともない、一般会計等の道路、河川、水路等のインフラ資産の土地において、「基準モデル」では取得価額や再調達価額で計上していましたが、「統一的な基準」では昭和59年度以前に取得したもの、及び、昭和60年度以降取得分で取得価額が不明なものや無償で取得したものは、備忘価額1円とすることとなりました。

この結果、「貸借対照表」の有形固定資産が約1億減少し、差額は「行政コスト及び純資産変動計算書」の資産評価差額勘定へ表示されています。

イ. その他

財務書類の体系や様式の変更、資産区分（インフラ資産から事業用資産）の変更等がおこなわれました。

(7) 減債基金に係る積立不足の有無等

積立不足はありません。

(8) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に関する情報（一般会計等）

ア. 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

将来負担額（一般会計等の将来負担額）	5,088,011千円
充当可能財源等（基金等将来負担軽減資産）	5,321,526千円
実質負債（一般会計等が将来負担すべき実質的債務）	△233,515千円

イ. その他比率算定に必要となる情報

元利償還金	353,002千円
準元利償還金	196,629千円

標準財政規模	1,953,617千円
特定財源の額	31,311千円
地方交付税措置算入公債費等の額	360,104千円

(9) 長期継続契約に係るリース債務

該当はありません。

(10) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）

固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として固定資産等の形態で保有されています。また、余剰分（不足分）とは、消費可能な資源が蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されています。

(11) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

業務活動収支（支払利息支出を除く）	605,095千円
投資活動収支	△187,763千円
基礎的財政収支	417,332千円

(12) 既存の決算情報との関連性

資産・負債（ストック情報）、及び、非現金支出（現金支出を伴わないコスト）を発生主義で認識しています。

(13) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差異（主なもの）

減価償却費	△673,230千円
徴収不能・退職手当・賞与等引当金	11,182千円
資本的国県等補助金収入	38,796千円
固定資産除売却損益	14,516千円

(14) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れありません。

(15) 重要な非資金取引

減価償却費	673,230千円
退職手当引当金	△10,121千円
賞与等引当金	23,067千円
徴収不能引当金	2,607千円
資産除売却損益	14,516千円